

2018年度
河合町人権教育推進協議会
総 会

日 時 2018年6月27日（水）

14時00分～

場 所 河合町中央公民館 2階 視聴覚室

河合町人権教育推進協議会

2018年度 河合町人権教育推進協議会 総会次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 来賓挨拶

4. 議長選出

5. 議 事

第1号議案 2017年度 事業報告について

第2号議案 2017年度 会計決算及び会計監査報告について

第3号議案 2018年度 役員（案）について

第4号議案 2018年度 活動方針及び事業計画（案）について

第5号議案 2018年度 会計予算（案）について

6. 閉 会

2017年度 事業報告

1. はじめに

河合町人権教育推進協議会は、1979年の結成以来、本協議会規約第2条「基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。」を理念に、「人権尊重のまちづくり」を目指した取組を進めてまいりました。

しかし、依然として社会には許しがたい人権問題が山積しています。根強い部落差別意識から起こる戸籍や住民票等個人情報不正取得、インターネット上への誹謗中傷や書き込みといった人権侵害が後を絶ちません。他にも、近年大きな問題として、民族差別を扇動し外国人を排斥しようとするヘイトスピーチやヘイトクライム、性的マイノリティに対する偏見、そしてセクシャルハラスメント・パワーハラスメント・モラルハラスメントなどの身近な事象も深刻化しています。

また虐待やDVは、一見まわりからは認知されにくく、周囲に気づかれずに子どもや女性・高齢者が尊い命が奪われてしまう事件に至るなど、その複雑さから解決・根絶に向けて多くの課題を有しています。

このようなさまざまな人権問題の解決に向けて、奈良県人権教育推進協議会や北葛城郡人権教育推進連絡協議会等と連携を図り、事業に取り組みました。

以下2017年度の事業について報告します。

2. 2017年度の主な取組

○主催事業

河合町現地人権学習会

- ・日時 2017年10月31日（火）、12月6日（水）
- ・場所 奈良市内人権ゆかりの地（フィールドワーク）

河合町人権教育推進協議会では、これまで部落問題をはじめとするすべての人権問題の解決を図る目的で「地区別人権学習会」を開催してきました。その本旨を踏まえ、2007年度より人権にゆかりのある地を訪れ、自分の目で見て肌で感じる学習を推進するため「現地人権学習会」を実施しています。これまでに、橿原市、奈良市、大和郡山市、五條市、生駒市に赴き学習を積み重ねてきました。

2017年度は奈良市において実施し、菅原神社や伝垂仁天皇陵、救癩施設であった西山光明院跡などを巡るなかで、奈良市の風俗習慣や歴史・文化にふれ、その地においてどのような人権問題があったのかを学びました。

○共催事業

河合町差別をなくす町民集会に参加

- ・日時 2017年7月8日（土）10時～
- ・場所 河合町文化会館 まほろばホール
- ・内容 講演「ヘイトスピーチ解消法」と今後の課題
ジャーナリスト 中村 一成 さん

2017年度 主な事業

1. 河合町人権教育推進協議会主催事業

年 月 日	事 業 名	会 場	参加人数
6月20日	理事会	河合町 中央公民館	25
6月27日	総会	河合町 中央公民館	49
10月31日 12月6日	現地人権学習会	奈良市 西山光明院跡 他	44

2. 各種研修会・研究会への参加及び共催事業

5月16日	奈人推協 総会	御所市 人権センター	5
5月30日	郡人推連協 総会	広陵町 中央公民館	9
7月6日	奈人推協 部落問題講座	三宅町 文化ホール	3
7月8日	差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール	237
7月14日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	奈良市 ならまちセンター 他	4
7月22日	全人教 教育課題別研究会	三重県 総合文化センター	2
8月6日	奈人推協 平和・解放教育講演会	大和高田市 さざんかホール	3
8月28日	奈人推協 夏期研修会	奈良県 社会教育センター研修施設	1
10月14日	奈人推協 研究大会	御所市 御所中学校 他	5
12月2日 3日	全国人権・同和教育研究大会	島根県 くにびきメッセ 他	2
11月17日	奈人推協 ブロック別研修会	生駒市 北コミュニティセンター	4
12月10日	奈人推協 人権問題講演会	葛城市 新庄文化会館	2
2018年 1月26日	郡人推連協 「人権と部落問題」郡民研究集会	広陵町 かぐや姫ホール	19
2月16日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	広陵町 中央公民館	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈人推協事務局会議 6回 ・ 郡人推連協事務局会議 4回・会長合同会議 7回・理事会 2回 			

2017年度 会計決算

(収入の部)

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
町 補 助 金	450,000	450,000	0	
雑 収 入	0	0	0	預金利息
計	450,000	450,000 (A)	0	

(支出の部)

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
事 務 局 費	10,000	10,000	0	切手等
会 議 費	2,000	1,490	510	会場使用料
図 書 費	27,000	25,696	1,304	研究図書費
事 業 費	212,000	142,800	69,200	各種 研修会費等
行 動 費	8,000	600	7,400	出張旅費
負 担 金	191,000	191,000	0	県・郡 負担金
計	450,000	371,586 (B)	78,414	

(収入額) (支出額) (執行残額)
 (A) 450,000円 - (B) 371,586円 = 78,414円


※ 執行残額については町に返金


監査報告

2018年6月15日に2017年度河合町人権教育推進協議会の会計監査をしたところ、決算書のとおり帳簿、証票ともに適正に処理されており、妥当であることを認めます。

2018年6月15日

河合町人権教育推進協議会

監査 坂本泰男 

監査 松井義明 

2018年度 活動方針及び事業計画（案）

はじめに

河合町人権教育推進協議会は、すべての町民が人権問題について正しい理解と認識を持ち、部落問題をはじめとするあらゆる差別をなくし、だれもが安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。そして、今日までの長年の取組により、一定の広がりや深まりを見せてまいりました。

しかし、近年の社会情勢やまわりの状況に目をやると、いじめ・体罰・虐待・DV・子どもの貧困・ヘイトスピーチ・東日本大震災での原発事故からくる偏見など、解決しなければならない問題が依然として数多く存在しています。景気停滞による社会不安、そして社会的・経済的格差の増大、他者への思いやりの希薄化がより一層拍車をかけています。

また近年、ナショナリズム（国家・民族主義）的風潮が台頭し、テロリズムなどによる軍事的衝突の緊張も高まっています。そして、そのため国を追われ、命さえ奪われかねない人々が数多く生み出されています。これらの問題は、私たちにとっても無関心ではられません。

在日外国人への差別的偏見が根強くあり、真に平和と人権尊重に根ざした関係のあり方が問われているのではないのでしょうか？

このような状況下だからこそ、あらためて誰もがかけがえのない存在であり、互いに支え合ってしか生きてはいけないということを今一度認識し、真に差別のない社会の実現にむけた行動が必要とされています。

以下、国際的な動きや国及び地方自治体の施策、奈良県人権教育推進協議会及び北葛城郡人権教育推進連絡協議会の提示する活動方針を踏まえ、2018年度の活動方針を提案します。

基本課題

差別の現実に深く学び、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決をめざして、くらしをみつめ、豊かな未来を切り拓く取組を進めよう。

1. あらゆる人権をめぐる現状と課題を正しく認識し、取組を進めよう

解決を図るべき差別事象は、依然として後を絶ちません。部落差別・障害者差別・子どもや女性、高齢者問題・外国人差別、また社会的・経済的弱者への差別がますます深刻になっており、憂慮すべき状況にあります。

そのような状況にあって、人権を踏みにじられ命までも奪われる事件や事故の報道に、心が痛むばかりです。

最近だけでも、兵庫県で25年間にわたって親に監禁されていた男性の事件や、5月には新潟県で女兒が誘拐のうえ殺害された事件もありました。東京都では女兒が両親から暴行を受け、十分な食事を与えられず衰弱死した事件や、神奈川県内を走行中の新幹線内で無差別に殺傷された事件など、挙げればきりがありません。これらの背景には、社会全体に蔓延している経済格差や世代間格差からくる孤立化をはじめ、他者への不寛容や貧困問題などが深く関わっているのではないのでしょうか。

毎日の報道にもあるように、児童虐待の相談件数は年々増加しています。家庭・学校、そして地域が一体となり、子どもが安心して暮らせる環境の整備が、一層求められています。

また、DVやセクハラといった、主に女性が被害者となる問題も多発しています。「男らしさ」「女らしさ」という固定観念や性差によって役割を決めつけのではなく、お互いを一人の人間として尊重し合うことが大切です。

さらに、高齢化社会が進む中で、介護を必要とする人や認知症を患った人に対するいじめ、暴力、財産奪取などの人権侵害をはじめ、孤独死・自殺といった深刻な社会問題も生じています。今の社会・家庭・地域づくりに貢献されてきた方々の人間としての尊厳を守り、すべての人が豊かな人生を全うできるよう、身近な問題として考えなければなりません。

障害者やその家族・支援者がおかれている状況も深刻です。神奈川県相模原市で起こった障害者施設での残忍な大量殺傷事件に象徴されるように、差別によって人が殺されるということが実際に起こっているのです。一人ひとりが肝に銘じておくべきではないのでしょうか。

今みてきたように、人権侵害や差別は人々に生きる意欲を失わせ、時には命をも奪ってしまうのです。そして、いつ誰が加害者や被害者の立場になるのか分からない時代です。だからこそ、一人ひとりが自分の果たすべき役割を見直し、勇気を持って具体的な行動に移すことが求められています。人間関係が希薄になりがちな現状を憂い、「人と人」「人と地域」がつながり支え合う「人権尊重を基盤とした地域づくり」を進めていきましょう。

2. 人と人との豊かにつながる地域づくりをめざして取り組もう

本年は、1948年12月10日国際連合第3回総会において「世界人権宣言」が採択されて70年の節目の年です。誰もが生まれながらにして基本的人権を持っているということを世界で初めて認めた宣言で、国際連合が後に制定した多くの条例や各国の憲法などにその精神が生かされています。そして、国際連合の人権を保証し確立する活動の集大成として、1994年には「人権教育のための国連10年」が決議され、人権という普遍的文化を地域や社会に確立する取組はより一層盛んになりました。以降、日本国内において制定・策定された法律や条例をいくつか挙げると、おもに以下のようなものがあります。

1999年「男女共同参画社会基本法」

2000年「児童の虐待の防止等に関する法律」

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」

2001年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

2005年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

- 2015年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」
「子どもの貧困対策に関する大綱」
- 2016年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
(障害者差別解消法)
「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい
社会づくり条例」
- 「奈良県犯罪被害者等支援条例」
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた
取組の推進に関する法律」
(ヘイトスピーチ解消法)
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)
- 2017年「奈良県手話言語条例」

これらの法律・条例により、20世紀は人権の基盤を作り上げ、21世紀は人権社会の醸成と共生に向かって大きく踏み出したといえます。

特に、昨年施行された「奈良県手話言語条例」は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人共生することのできる地域社会の実現を目的としています。この条例を柱として、次はろう者にとって暮らしやすい社会づくりへの取組を進めていかなければなりません。

私たちが生きていくうえで、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きていける、そして、人と人とのつながりが大切にされる社会づくりが何より求められています。そのために、あらゆる場面で人権尊重の立場に立ち、さまざまな問題に気付ける感性を磨いていくことが大切です。奈良県人権教育推進協議会をはじめとする関係機関の研究大会や研修会に積極的に参加し、学び得たことをそれぞれの団体内外に広めていくことや、人権に関する情報交換などの学習の機会を持つことにより、人権意識がさらに日常生活に根づいていくのではないのでしょうか。

また、身のまわりに起こっている人権の諸問題を地域社会に情報発信し、問題意識を喚起することも大切です。差別をなくす取組は、人と人との関係性をより豊かなものにすることにもつながります。人権教育推進の輪が広がり、だれもが安心して生活のできる地域社会となるよう、普段の生活の中で取り組んでいきましょう。

2018年度 主な事業（案）

1. 河合町人権教育推進協議会主催事業

年 月 日	事 業 名	会 場
6月21日	理事会	河合町 中央公民館
6月27日	総会	河合町 中央公民館
6月27日	人権研修会（DVD視聴）	河合町 中央公民館
10月	現地人権学習会（2日間）	大和高田市 人権ゆかりの地

2. 各種研修会・研究会への参加及び共催事業

4月11日	第30回「人権を確かめあう日」 県内一斉集会	王寺町 やわらぎ会館
5月17日	奈人推協 総会	斑鳩町 いかるがホール
5月23日	郡人推連協 総会	河合町 中央公民館
7月6日	奈人推協 部落問題講座	奈良県 社会福祉総合センター
7月14日	差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール
7月20日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	三重県伊賀市 いがまち人権センター
7月28日	全人教 教育課題別研究会	岡山県倉敷市 倉敷公民館
8月6日	奈人推協 平和・解放教育講演会	大和郡山市 やまと郡山城ホール
8月28日	奈人推協 夏期研修会	奈良県 社会教育センター研修施設
10月13日	奈人推協 研究大会	三郷町 スポーツセンター 他
11月15日	奈人推協 ブロック別研修会	平群町 中央公民館
11月17日 18日	全国人権・同和教育研究大会	滋賀県大津市 ウカルちゃんアリーナ 他
12月10日	奈人推協 人権問題講演会	葛城市 新庄文化会館
2019年 1月25日	郡人推連協 「人権と部落問題」郡民研究集会	河合町
2月15日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	河合町 中央公民館

2018年度 会計予算 (案)

(収入の部)

(単位：円)

項 目	2018年度予算額	2017年度予算額	備 考
町 補 助 金	450,000	450,000	
雑 収 入	0	0	
計	450,000	450,000	

(支出の部)

(単位：円)

項 目	2018年度予算額	2017年度予算額	備 考
事 務 局 費	10,000	10,000	切手等
会 議 費	2,000	2,000	会場使用料
図 書 費	27,000	27,000	研究図書費
事 業 費	212,000	212,000	各種 研修会費等
行 動 費	8,000	8,000	出張旅費
負 担 金	191,000	191,000	県・郡 負担金
計	450,000	450,000	

加盟機関・団体 一覧表

機関・団体名（71機関・団体）

（敬称略）（順不同）

河 合 町	消 防 団	第 二 中 学 校
河 合 町 議 会	選 挙 管 理 委 員 会	第 二 中 学 校 P T A
池 部 大 字	行 政 相 談 員	幼 稚 園
穴 闇 大 字	民 生 児 童 委 員 協 議 会	幼 稚 園 P T A
長 楽 大 字	北 葛 城 地 区 保 護 司 会	文 化 協 会
城 古 大 字	更 生 保 護 女 性 会	婦 人 会
市 場 大 字	母 子 寡 婦 福 祉 会	子 ど も 会 連 合 会
西 穴 闇 大 字	老 人 ク ラ ブ 連 合 会	人 権 教 育 研 究 会
城 内 大 字	身 体 障 害 者 協 会	人 権 擁 護 委 員
大 輪 田 大 字	手 を つ な ぐ 育 成 会	人 権 ・ 同 和 問 題 啓 発 活 動 推 進 本 部
薬 井 大 字	遺 族 会	NPO なら人権情報センター河合支局
山 坊 大 字	商 工 会	体 育 協 会
佐 味 田 大 字	教 育 委 員 会	医 師 会
泉 台 自 治 会	社 会 教 育 委 員	歯 科 医 師 会
星 和 台 自 治 会	P T A 連 合 会	農 業 委 員 会
星 和 台 公 団 自 治 会	第 一 小 学 校	緑 化 推 進 委 員 会
広 瀬 台 自 治 会	第 一 小 学 校 P T A	食 品 衛 生 協 会
中 山 台 自 治 会	第 二 小 学 校	食 生 活 推 進 研 究 会
高 塚 台 自 治 会	第 二 小 学 校 P T A	青 少 年 健 全 育 成 連 絡 会
高 塚 台 2 丁 目 自 治 会	第 三 小 学 校	郷 土 を 学 ぶ 会
久 美 ヶ 丘 自 治 会	第 三 小 学 校 P T A	観 光 ボ ラ ン テ ィ ア ガ イ ド の 会
緑 ヶ 丘 自 治 会	第 一 中 学 校	ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会
彩 り の 杜 自 治 会	第 一 中 学 校 P T A	要 保 護 児 童 対 策 地 域 協 議 会
交 通 安 全 対 策 協 議 会	地 域 安 全 推 進 委 員 会	

河合町人権教育推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、河合町人権教育推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する研修会、講演会、講習会の開催。
- (2) 人権教育の各種学習資料の収集と作成。
- (3) 人権教育の各種調査研究。
- (4) 関係諸団体との連絡提携。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は、河合町内において本会の趣旨に賛同する機関及び、団体をもって組織する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第6条 総会は、加盟団体から選出された代表者で年1回開き次のことを行う。

- (1) 会務の報告と承認。
- (2) 活動計画の審議決定。
- (3) 決算の承認および、予算、事業計画の審議決定。
- (4) 役員承認。
- (5) 規約の決定及び変更。
- (6) その他必要事項。

(理事会)

第7条 理事会は別表の加盟団体から選出された理事をもって構成する。

2 理事会は総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開催し、次の事を審議する。

- (1) 本会の運営についての審議。
- (2) 総会に提出する議案の審議。
- (3) 活動計画の推進並びに実践の交流。
- (4) 役員選出。
- (5) その他、必要事項。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、あわせて会議の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、役員に異動が生じた時、後任者は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第11条 本会に、顧問・参加を置くことができる。

- 2 顧問・参加は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問・参加は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第12条 本会の会議は、会長が召集する。会議の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。しかし、会の性格上、可能な限り、全員一致で議事を進めるように運営するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、河合町教育委員会生涯学習課におく。

- 2 事務局に、事務局長1名、事務局員若干名をおき、会長が委嘱するものとする。
- 3 事務局長、事務局員は、会務および事務を処理する。

(経費)

第14条 本会の予算は、補助金・寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則

この規約は、昭和61年5月27日から適用する。

平成14年7月6日一部改正

世界人権宣言

採択 1948 年 12 月 10 日

国際連合第 3 回総会

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、

地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院 法務委員会平成二十八年十二月十六日【附帯決議】
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院 法務委員会平成二十八年十二月八日【附帯決議】
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。